

住民基本台帳ネットワークシステムの
総合的な安全性について

答 申

平成18年4月

横浜市本人確認情報等保護審議会

答 申 に あ た っ て

横浜市では、平成14年8月に稼働した住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)に関し、個人情報保護法をはじめとする法制度の不備等の問題点から、住基ネットに不安や危惧を抱く市民に対しては、住基ネットの総合的な安全性が確認できるまでの間の緊急避難的な措置として、神奈川県への本人確認情報の送信を強制しないという「住基ネット横浜方式」を実施いたしました。

また、住基ネットの問題点を国に指摘するだけでなく、職員の不正使用に対する罰則を盛り込んだ「横浜市住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例」(以下「住基ネット条例」という。)の制定を行うなど、市としてできることは率先して実施してきたところです。

当審議会は、この「住基ネット条例」に基づき、住基ネットの安全性に関する事項その他必要な事項を審議する目的で設置されたものであり、平成15年4月に開催された第1回審議会以降、住基ネットの安全性に関して議論を重ねてまいりました。

そして、このたび、平成18年3月10日市窓第10823号により、市長から「住民基本台帳ネットワークシステムの総合的な安全性について」の諮問を受けました。

この諮問に対し、これまでの当審議会での議論も踏まえ、鋭意検討を進めた結果、結論を得ましたので答申します。

なお、本件に係る安全性の確認の際には、当審議会で指摘した事項について、十分に配慮されるよう申し添えます。

平成18年4月25日

横浜市本人確認情報等保護審議会
会 長 大木 章八

目 次

1 住基ネット稼働当初の問題点	1
2 現在の状況	3
3 今後見込まれる状況	8
4 結論	10
5 資料	
(1) 諮問書	13
(2) 横浜市本人確認情報等保護審議会委員名簿	14
(3) 審議の経過	15
(4) 横浜市住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例	16

1 住基ネット稼働当初の問題点

(1) 個人情報保護法制度の不備と横浜方式の導入

横浜市は、住民基本台帳法附則第1条第2項で「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」とされており、行政部門及び民間部門を対象とした個人情報保護に関する法整備がなされることが前提であるにも関わらず、個人情報保護法が成立しないまま、住基ネットを実施することは市民の不安は計り知れないものであり、その理解を得ることは困難であることから、住基ネットの稼働を直前に迎えた平成14年7月10日、小泉総理大臣及び片山総務大臣に対し、住基ネットの実施を延期するよう要望書を提出した。

しかし、政府は、「個人情報保護法案を国会に提出したことにより『所要の措置』は講じた」との考えから、延期要望には応じず、予定通り、平成14年8月5日(月)から住基ネットを稼働することとなった。

そこで、平成14年8月2日(金)に横浜市は「法を守るべき政府が法を破るこの現状は法治国家のあり方として看過することはできない。」「行政の長として法律を遵守し、市民の安全を守る義務があり、またその責任がある。」「住基ネットに不安や危惧を抱いておられる方がいる一方、推進を図る方もおいでになる。」など様々な状況を踏まえ、行政としてとるべき方向を熟考した結果、住基ネットの総合的な安全性が確認できるまでの緊急避難的な措置として、「住基ネット横浜方式」の実施を発表した。

この取組みについては、平成14年8月下旬以降順次全世帯向けに発送した住民票コード通知書とともに、横浜方式のお知らせと本人確認情報非通知申出書を同封し、全市民に周知した。

その結果、平成14年9月2日から同年10月11日までの非通知申出受付期間中、当時の市民の4分の1にあたる839,539人から申出を受付けた。

(2) 個人情報保護法制度以外の問題点の指摘

横浜市長は、平成14年9月に行なわれた平成14年第3回市会定例会において、「所要の措置とは個人情報の保護に関する法整備が最低限必要であると考えておりますが、そのほかにも問題はある」とした上で、以下の5点について、問題点を表明するとともに、国（総務省）に対応を求めた。

ア 住基ネットに対する国の責任の明確化

国は、住基ネットを地方公共団体の共同のシステムと説明しており、何か問題が生じた場合における、ネットワーク全体の責任が明確にされていない。

住民基本台帳法を所管する機関として、住基ネット総体に対する責任を明確にすることを求めた。

イ 自治体からの調査要求等

住基ネットに係る不測の事故、事件があった時に、横浜市は、横浜市民の本人確認情報について説明責任を果たさなくてはならない。

横浜市として責任を持って説明ができるよう、国又は関係自治体等に調査を求め、その公表及び改善を講じることについて制度化することを求めた。

ウ アクセスログの開示請求の仕組み

市民が、自己の本人確認情報について、いつ、誰がアクセスしたのかを開示請求できるように、システム面及び制度面において整備することを求めた。

エ 不正使用に対する罰則規定

住民基本台帳法では、本人確認情報に関する秘密または電子計算機処理等に関する秘密を漏らした場合、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとの規定があるが、自己の不正な利益のための盗用など、いわゆる不正使用に関しての罰則規定がない。

また、当時、国会で議論されていた「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（案）」に公務員に対する罰則規定がないことも指摘した上で、これらに対する罰則の規定を求めた。

オ 住基ネット将来像の明示

住基ネットには、住民票コードの下、様々な情報が集中管理されるという危険性が指摘されていた。また、住基ネットに対する国民の理解が進む前に、本人確認情報の提供事務の拡大を行ったことで、さらに不安や危惧の声が上がっていった。

このような住基ネットの将来に関する不明瞭な点を、国が明確に分かりやすく国民に伝えることにより、住基ネットに対する国民の不安や危惧を払拭することが必要であると指摘した。

2 現在の状況

(1) 住基ネット運用状況

ア 住基ネットのセキュリティに関する運用状況について

住基ネットの稼働当初は個人情報の漏えい等が懸念されていたが、平成14年8月の稼働から3年以上が経過している中で、いわゆる不正アクセスなどによる住基ネット自体からの個人情報の漏えい等の発生はなく、順調に運用されている。

これは、総務省の資料でも明らかにされているが、住基ネットは稼働当初から、専用回線を使用し、またそれらの通信も相互認証及び暗号化の対応がなされている。さらに、不正なアクセスを検知するため、各市町村をはじめ、都道府県、全国センターに監視用ファイアウォール及び侵入検知装置を設置、24時間常時監視を行なっている。このほか、操作者を限定するための操作者用ICカードの導入など、様々な対応が行なわれていることも、その要因として挙げられる。

なお、平成15年9月から10月にかけて行なわれた長野県の侵入実験や同月行われた品川区でのペネトレーションテストでも住基ネット本体への侵入ができなかったとの報告が出されていることから裏付けられる。

ただ、日進月歩の技術革新の中、セキュリティに対する対策は、むしろ日々の対応が肝要である。

この点について、総務省が作成した資料をみると、毎年、全地方自治体を対象に「ネットワークに関する調査票による点検」のほか、年間100自治体程度を対象に監査法人によるシステム監査が実施されている。このほか、従事者向けのセキュリティ知識の向上のための研修や個人情報保護に関する研修なども行われているとのことである。

このほか、神奈川県を例にとると、日常業務のチェックリストにより、日々確認を行うとともに、年1回、県内全市町村が参加した緊急時対応訓練を実施するなど、実態に即した対応もなされているとの報告を受けている。

一方、直接システムのセキュリティとはいえないが、平成16年2月に佐賀県鳥栖市で住基カードの不正取得が、平成16年9月に佐賀県伊万里市で住基カードの券面偽造が発生しているが、不正取得に関しては、平成16年3月に事務処理要領が改正されたことにより厳格な本人確認を行うよう改められた。また、券面偽造に対しても、平成17年2月にカードの券面に偽造防止措置が取られるなど、防止策が講じられたところである。

イ 住基ネットの各種サービスの提供状況

平成14年8月5日に住基ネットが1次稼働し、本人確認情報の利用が開始され、平成15年8月25日からの2次稼働により、住民票の広域交付、住基カード

の発行等のサービスが実施された。

総務省が作成した資料によると、直近の1年間（平成16年8月から平成17年7月）の間に、本人確認情報は全国で約2,900万件利用されているとのことであった。

横浜市においても、平成15年6月から通知者の住基ネット利用が開始されており、詳細は後述するが、年金現況確認事務など本人確認情報を一括して取り込む一括提供事務では横浜方式を実施していることを理由に利用されない事務があるものの、パスポート申請の際の住民票添付省略など、本人確認情報の利用が可能となっている。

また、平成15年8月から交付の始まった住民基本台帳カードについても、総務省の資料によると全国で約68万枚交付されているが、人口比では約0.5%にとどまっているとのことであった。発行数が低調な理由について、横浜市からは、「身分証明書の利用以外、主だった利用目的がないことが原因ではないかと推測される」との報告を受けている。全国の自治体を見てみると、住民基本台帳カード本来の用途のほか、図書館の貸し出しカードや各種ポイントカード、印鑑登録証カード等の機能を導入している北海道長沼町や宮崎県宮崎市では20%程度の発行率が認められることから、その理由は裏付けられると考える。

(2) 個人情報保護法制度の不備に対する対応について

横浜市が、横浜方式を導入した理由のうち、個人情報保護法制度の不備について前述の国の対応を検証すると、平成15年5月に、個人情報保護関連5法（個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、情報公開・個人情報保護審査会設置法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が国会にて可決され、個人情報の保護に関する法律の基本法部分については、平成15年5月30日に施行され、その他についても平成17年4月1日に施行された。

これら、個人情報保護法等が完全施行されてから約1年経過している状況の中で、法制度の不備により個人情報保護されないといった問題は発生していない。

(3) 個人情報保護法制度以外に横浜市が指摘した問題点への対応

次に、個人情報保護法以外に横浜市が指摘した問題点への対応について検証する。

ア 住基ネットに対する国の責任の明確化

平成15年5月に総務省が作成した資料で、「総務省は、制度を所管する立場から、また、指定情報処理機関に対して監督を行う立場から責任を負う」との見解を示している。

また、都道府県に対してセキュリティ研修の実施要請や、指定情報処理機関を通じた市町村セキュリティチェックの実施要請及びシステム監査等、住基ネットのセキュリティ確保に対し具体的な取組みを行っている。

イ 自治体からの調査要求等

「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成15年9月29日総務省告示第601号）（以下「技術的基準」という。）」により、平成15年10月1日から、提供を行なった市民の本人確認情報の管理状況等について、報告を求め、また、要請を行なうことが可能となった。

これにより、住基ネットに係る不測の事故、事件があった際、国又は関係自治体等に調査を求め、その公表及び改善等を講じることが可能となった。

ウ アクセスログの開示請求の仕組み

「技術的基準」により、平成15年10月1日から、指定情報処理機関及び都道府県知事が提供を行なった市民の本人確認情報の提供状況等について、市民からの開示請求に対応するための情報を生成し、都道府県知事がそれらを保存することとなった。

なお、市町村においては平成16年4月から市町村長の判断によりその機能を装備することが可能となり、横浜市では同年4月26日操作分から生成を開始している。

これにより、自己の本人確認情報について、いつ、誰がアクセスしたのかを開示請求できるようになった。

エ 不正使用に対する罰則規定

前述した「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」により、国の行政機関等における、盗用や収集などの不正使用に対し、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する規定が整備された。

また、個人情報保護法の成立を受け、総務省から、個人情報保護法の施行に伴う各地方自治体への個人情報保護条例の制定、見直しに関する通知が出された。

これを受け、全国的に個人情報保護条例の制定が進み、平成17年10月時点で、都道府県においては47都道府県全て、市区町村でも99.6%の自治体が条例を制定しており、さらにそのうちの約4割で罰則の規定を設けている。

このほか、条例に併せ、情報セキュリティポリシーの策定も進んでおり、都道府県については全ての団体が、また市区町村でも94%の団体が制定済みとなっている。

横浜市では、独自の取り組みとして平成14年12月に住基ネットに特化した

「住基ネット条例」を制定するとともに、平成12年に制定した「横浜市個人情報保護に関する条例」も含め、国に先駆け不正使用に関する罰則規定を盛り込んだ。

なお、平成17年4月の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の施行にあわせ、罰則規定の強化も行なっている。

オ 住基ネット将来像の明示

平成15年5月に総務省が作成した資料をみると、住基ネットの将来像に関し、総務省は「情報提供を受ける行政機関や利用事務を変更する法律案を検討する場合、地方公共団体の意見を十分に踏まえ、第三者機関である住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会の審議を経て行なう」ことを示している。

表明後、調査委員会では、これら住基ネットの将来像に関する議論として、第10回及び第12回調査委員会で審議した記録が公開されている。

また、地方自治体に対しては、平成14年12月の利用事務の変更に関する法改正に当たり、意見照会を行なっている。この他、各都道府県で組織している「住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会」での報告や、各地方自治体向けの研修会や説明会等でも情報提供が行なわれている。

(4) 裁判の状況

現在、全国各地で住民が「住基ネットは個人情報の漏えいの危険が高いこと等からプライバシーを侵害される」などの理由から離脱等を求める裁判が行われており、そのうち、これまで、金沢、名古屋、福岡、大阪及び千葉の5地裁で、判決が下されている。

そのうち、金沢地裁については、原告である住民が勝訴し、石川県など被告が控訴している。それ以外の名古屋、福岡、大阪及び千葉の各地裁では、原告が敗訴しており、それぞれ控訴している。

判決内容は分かれているが、原告が敗訴した各地裁では、住基ネットのセキュリティについては、具体的危険のあるシステムではないとしている。

具体的に列挙すると、「本人確認情報保護のため、種々の措置が講じられており、住基ネットが本人確認という目的以外に使用されたり個人のプライバシーに係る法的利益に対する侵害を容易に引き起こすような危険なシステムであるとは認められない。(名古屋地裁)」、「法は、様々な角度から個人情報保護措置を講じている。また、長野県侵入実験については、同実験が住基ネット自体の安全性を検証したものか疑問である上、同結果についても住基ネット本体への侵入は失敗していること及び品川区での実験も不正侵入が成功しなかったことから、具体的危険性が発生しているとは認められない。(福岡地裁)」、「住基ネットのセキュリティ対策が、制度として本人確認情報の漏えいの危険が極めて高く、本人確認

情報の目的外利用の危険も極めて高いものであるとも認めることはできず、運用上も本人確認情報の漏えい等の危険性が極めて高い実情にあるとも認められない。(大阪地裁)」、「長野県の侵入実験等によれば、市町村によっては、当該市町村内の市内LANに不正侵入される危険性があり、当該市町村内の個人情報改ざん等される危険性があることを否定することはできないが、市町村の市内LANに不正侵入されたとしても、他の市町村等のネットワーク内にまで直ちに不正侵入し得るとは認められない。また、関係者による権限濫用の危険性については、住基ネット上の本人確認情報に関する秘密の漏えいについて罰則付きの禁止規定が定められていること、アクセスログを保存・解析することにより不正行為発覚の可能性を高めていることなど、権限濫用に対しては、一定の抑止策が採られているということが出来る。(千葉地裁)」などと判断が下されている。

また、原告が勝訴した金沢地裁判決においても、「住基ネットのセキュリティは、不正アクセスや情報漏えいの具体的危険があるとまではいえないものの、抽象的な危険は否定できないものであるし、住基ネットの運用によって個人の人格的自律を脅かす具体的な危険がある。」として、不正アクセスや情報漏えいに直結するような危険性は指摘していない。

なお、住基ネットの安全性とは直接関係はないが、東京都杉並区が平成16年8月に「横浜方式」での住基ネットの参加を求め、東京地裁に提訴している。これは、東京都の本人確認情報の受信義務の確認とあわせ国と東京都に対する損害賠償を請求するものだが、この訴訟に関し、東京地裁は平成18年3月、都の受信義務については、「法律上の争訟にあたらぬ」として却下、損害賠償請求については棄却を下したが、その判決の中で横浜方式は違法との判断が示されている。

3 今後見込まれる状況

(1) 住基ネット利用事務の社会への浸透と横浜方式

住民基本台帳法に定められた事務において、本人確認情報が順次利用されており、パスポート申請時の住民票添付省略や共済年金等における現況届の廃止など、住民の利便性向上及び行政の効率化が進んでおり、平成15年6月からは横浜市でも、通知者の利用が開始されている。

現在、住民基本台帳法に定められている事務のうち、約15%が住基ネットの利用を開始している。

本年秋からは、国民年金及び厚生年金における受給権者の現況確認にも、住基ネットの利用が開始される予定である。このことにより、先行して実施されている共済年金に続き、国民年金及び厚生年金でも現況届の提出が不要になる予定であり、住基ネットの活用による行政機関への住民票添付の省略及び現況届の廃止等は今後も社会に浸透していくと思われる。

しかし、本人確認情報の利用は、住基ネットへの全員参加を前提とした仕組みであり、緊急避難的な措置である横浜方式に完全には対応されていないため、一部の事務では、横浜市民の本人確認情報は通知者であっても利用されないという事象が発生している。

横浜方式は、住基ネット上で、通知者は現存していることを確認できるが、非通知者は他の消除者と同じように取り扱われるため、本人確認情報を利用できない（現存確認できない）仕組みとなっている。

パスポート申請等の利用では、端末にて担当者が一件ずつ確認を行うため、住民票の添付を省略した住基ネット通知者の現存確認を行うことが可能となっている。

しかし、年金等の現況確認事務では、一度に膨大な件数を処理する必要があることから、住基ネットの情報を一括で取り込み、現存確認を行う。そのため、非通知者は死亡した方など他の消除者同様、現存してないと判断されてしまい、年金の支給を停止する可能性があり、これを避けるため、横浜市の本人確認情報は通知者を含め全て利用できない状況である。

実際に、すでに利用が始まっている共済年金の現況確認では、横浜市民の本人確認情報は全て利用されていない状況にあるが、この件に関し、横浜市には共済年金を受給している通知者の方から多数苦情がよせられている。

国民年金及び厚生年金の現況確認に住基ネットの利用が開始された場合、横浜市内には約115万件の国民年金・厚生年金受給権者がいるが、これがすべて、通知・非通知にかかわらず利用できないという影響を受けることになる。

通知者にとっては、住基ネットの利便性享受を希望しているにもかかわらず、その恩恵を受けられないことになり、本来、書類の作成すら必要のない現況届を

自ら作成し、郵送、提出しなくてはならないということになる。

(2) 国及び地方自治体における個人情報保護への取り組み

個人情報保護法の施行以後、個人情報保護を取り巻く市民の意識はこれまで以上の高まりを見せている。

この高まりを受け、国も対応に取り組んでいる。特に大きな動きとしては、これまでも何度も取り上げられてきた、住民基本台帳の閲覧制度の改正への動きである。これまで、住民票の閲覧制度は原則公開とされ、住所、氏名、生年月日、性別の4情報は不当な目的でなければ、だれでも閲覧できる制度であった。このことから、ダイレクトメールや訪問販売などに利用されることもあり、市民の不安は大きかった。

平成18年3月に、住民基本台帳を原則非公開とする法案が国会に上程され、今国会で成立する予定であるが、この法案には、横浜市長も検討会の委員として直接、参画し、市民の安全を預かる地方自治体の長として積極的に働きかけてきたところである。

さらに、横浜市では、法改正を待つだけでなく、商業閲覧や悪用に厳しく対応していくため、閲覧制限に関する要綱を制定し、転記は認めないいわゆる「閲読」の取扱いを実施しており、このことで実質的に商業目的の閲覧を制限するなど、個人情報のより一層の保護に努めている。

地方から国へ働きかけ、国を変えていく。また、国の施策を待つのではなく、地方から率先して動くといった考えは、横浜市だけでなく、各地方自治体にも広がりを見せている。

住民基本台帳の閲覧についてみても、国の動きに先駆けて、住民基本台帳の営利目的での閲覧を制限する取扱いをしている自治体が数多く見られた。

このように、国の姿勢が変わってきただけでなく地方自治体においても、個人情報保護への意識や取り組みは高まっており、今後さらに個人情報保護への取り組みがなされるものと期待できる。

4 結論

(1) 住基ネットの総合的な安全性について

住基ネットの安全性を判断するに当たり、制度面、技術面及び運用面の3つの側面から、考察していく。

ア 制度面について

横浜方式導入の最も大きな理由である個人情報保護法制度の不備については、個人情報保護法等が施行され適正に運用されていること、地方自治体における個人情報保護条例及びセキュリティポリシーの制定状況等を見ると着実に整備されてきていると判断できる。

また、他自治体への調査請求やアクセスログ開示請求の仕組みなど、その他、横浜市が懸念した問題点についても、様々な個人情報保護に対する制度化が進んでおり、制度面からみた問題点は、解消されていると見ることが出来る。

なお、住基ネットに関し、「名寄せなどにより情報が一元管理されるのでは」「プライバシーの侵害では」との懸念の声もあるが、これらについては住民基本台帳法で「本人確認情報の利用及び提供の制限」や「住民票コードの告知要求制限」、「住民票コードの利用制限」などの規定があること、また、住民票コードについても、自らの申請で何度でも変更が可能な制度となっており、自己情報コントロール権が保障されているともいえることから、これらの懸念に対しては、制度面で一定の措置が取られているといえる。

イ 技術面について

稼働当初から専用回線の利用のほか、通信を行う際の相互認証及びデータの暗号化、ファイアウォール及び侵入検知装置の設置とこれらの24時間常時監視を行うなど、外部からの不正侵入に対し、適正な防止策が採られている。このことは、品川区におけるペネトレーションテスト等でも実証されている。

また、ICカード及びパスワードにより操作者の限定を行うとともに、操作履歴及びアクセスログの取得・解析等により、いつ、誰が、住基ネットを使用したのか追跡調査が可能となっている。これらのように外部からの不正侵入への防止策のほか、内部の不正使用に対する防止策も講じられていることから、技術面でも十分な個人情報保護対策がなされているといえる。

ウ 運用面について

国等の研修や指定情報処理機関等の技術支援による各地方自治体のセキュリティに対する意識・技術の向上はもちろん、不測の事態発生を想定した訓練等、個人情報保護に向けた運用面の取り組みは、十分なレベルに達していると考えられる。

このように、横浜市が当初懸念していた事項は、国及び横浜市等の対応により解

消されている。これは、横浜市が取り組んだ成果として評価に値するが、審議会としては、単に住基ネットのセキュリティ向上にとどまらず、住基ネットや住民票の閲覧制度について、横浜市が警鐘を鳴らしたことで、住基ネットだけでなく、国の個人情報保護に対する考え方自体を変えることができたものではないかと考えている。

したがって、横浜方式の導入の理由である個人情報保護法制度の不備も解消され、セキュリティ強化に向けた指摘事項についても一定の対応がなされたこと、並びに今後もセキュリティ向上に向けた対応がなされていくと推測されることなどを踏まえると、住基ネットの安全性は、稼働当初と比較し格段に高まっており、現時点において総合的に見て問題はないと判断できる。

(2) 当審議会から横浜市への提言

これまでの審議会の審議の中でも申し上げてきたことではあるが、答申にあたり、住基ネットの安全性をより高めるため、再度、次の事項を実施していただくよう提言する。

ア 市民への住基ネットに関する継続的な広報・情報公開

住基ネットのセキュリティは高まっているものの、それに対する市民の理解及び認知度は低いと思われる。

現在、横浜市では、市ホームページ及びチラシ等にて、住基ネットの安全性向上について周知を図っているが、インターネットを利用しない人もいるため、これだけでは市民への広報は万全とはいえない。

少なくとも、総合的な安全性を確認した場合には、広報紙「広報よこはま」及びテレビ・ラジオ等各種媒体による市民への周知を行い、住基ネットの状況等について広く広報し、住基ネットの理解等を深め、市民の不安感を払拭していく必要がある。

イ セキュリティ確保に向けた運用面の充実

住基ネットをより安全に運用していくためには、今後も、従事者の運用技術の確実な継承や、従事者全員を対象とした個人情報の取扱いに関する教育の実施など、運用面におけるセキュリティ対策を継続的に行っていく必要がある。

また、セキュリティ対策は常に変化していくものであることから、横浜市においても、それらに対応するために緊急時対応計画の修正や緊急時対応訓練の実施等、不測の事態に対する体制の充実も行っていくことが必要である。さらに、現在、実施している日常業務点検リスト及びセキュリティチェックリストを通じた業務運用面でのチェックの徹底等も含め、運用面でのセキュリティ確保に向けた取り組みを継続的に行っていくとともに、それらが適切に行われているかの確認作業もあわせて実施していく必要がある。

ウ 住基ネットの利便性について

本年秋から、国民年金・厚生年金での現況確認に住基ネットの利用が予定されているが、このままでは、通知、非通知の市民がともに利用できない状況にある。

また、現在、住基カードの普及についても全国平均とはいえ、非常に低い状況にある。

現時点では、住基ネットの総合的な安全性が確認されていないという理由から、法律で定められた最小限の利用しか行わないとのことであるが、今後、横浜市として住基ネットの安全性を確認した後については、前述したアおよびイの提言を徹底していくことを前提にしつつ、行政の効率化や市民の利便性の確保・向上のため、様々な取り組みも検討していただきたい。

なお、上記取り組みの実施にあたっては、個人情報保護のための措置について、技術面も含め十分検討していただくとともに、当審議会など第三者機関等に対して意見照会を行うなど、十分な手続きを行った上で実施されるよう申し添える。

市 窓 第 10823 号
平成18年3月10日

横浜市本人確認情報等保護審議会
会 長 大 木 章 八 様

横浜市長 中 田 宏

住民基本台帳ネットワークシステムの総合的な安全性について（諮問）

本市では、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）に関し、個人情報保護法をはじめとする法制度の不備等の問題点から、住基ネットに不安や危惧を抱く市民に対しては、住基ネットの総合的な安全性が確認できるまでの間、本人確認情報の送信を強制しないという「住基ネット横浜方式」を実施しております。

住基ネットの稼働から3年以上経過し、個人情報保護法等が完全施行されてから約1年経過する状況の中、約83万人の本人確認情報の更新データは、引き続き送信しないまま、現在に至っております。

一方で、非通知の申し出を行っていない約270万人の本人確認情報は、法律で定められた事務の利用が順次開始されており、「住基ネット横浜方式」を理由に利用されない事務が一部あるものの、パスポート申請時の住民票添付省略などのサービスを受けることが可能となっております。

なお、本人確認情報の利用事務については、社会保険庁が平成18年秋に予定している公的年金の現況確認等での利用開始をもって、一定の節目を迎えると聞いております。

このような状況を勘案し、「横浜市住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例」第10条第2項の規定に基づき、次の事項を諮問します。

1 住民基本台帳ネットワークシステムの総合的な安全性について

横浜市本人確認情報等保護審議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

	氏 名	備 考
会 長	おおき しょうはち 大木 章八	横浜市個人情報保護審議会会長 弁護士
会長職務 代理者	いえき としはる 家木 俊温	武蔵工業大学 環境情報学部教授
	いとう じょういち 伊藤 穰一	株式会社ネオテニー 代表取締役社長
	いまむら てつや 今村 哲也	関東学院大学 法学部教授
	きむら ゆりこ 木村 ゆり子	横浜市人権擁護委員

審議の経過

回	開催日	審議内容
第6回	平成18年3月10日	諮問
第7回	平成18年3月27日	諮問内容の審議（1回目）
第8回	平成18年4月21日	諮問内容の審議（2回目）

参考（諮問に至るまでの審議状況）

第1回	平成15年4月28日	会長選出他 報告（横浜市のこれまでの取り組みについて） 意見交換
第2回	平成15年7月7日	報告（横浜市の取り組み、個人情報関連5法、他都市の状況） 意見交換
第3回	平成16年9月15日	報告（横浜市の取り組み、横浜市の指摘事項に対する国の対応、他都市の状況） 諮問（住基ネット条例の規定の見直しについて） 審議（同）
第4回	平成17年3月24日	報告（条例改正について、横浜市の取り組み、国の動向等について） 意見交換
第5回	平成17年5月16日	会長選出他 報告（横浜市の取り組み、広報について） 意見交換

○横浜市住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する
条例

平成14年12月25日
条例第56号

最近改正
平成17年2月25日
条例第14号

横浜市住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する
条例をここに公布する。

横浜市住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関
する条例

(目的)

第1条 この条例は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等を保
護するために必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護し、住民基本
台帳ネットワークシステムを適正に運用することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「住民基本台帳ネットワークシステム」とは、電気通信回
線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及び
その保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）第1の1に規
定する住民基本台帳ネットワークシステムをいう。

2 この条例において「本人確認情報等」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81
号。以下「法」という。）第30条の5第1項に規定する本人確認情報その他法令（
法及びこれに基づく命令（告示を含む。）をいう。以下同じ。）の規定に基づき住
民基本台帳ネットワークシステムの電気通信回線を通じて送受信される情報をい
う。

(市長等の責務)

第3条 市長は、住民基本台帳ネットワークシステムの適正な運用を図るとともに、
本人確認情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該本人確認情報等の適切
な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、市長から本人確認情報等の電子計算機処理等（電子計算機を使用
して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力若し
くはこれらに類する処理又はせん孔業務その他の情報の入力のための準備作業若
しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。）の委託を受けた者（以下「受託者
」という。）又は受託者から本人確認情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者
（以下「再受託者」という。）が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事職員の義務)

第4条 本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している本市の職
員又は前条第2項の受託業務に従事している者は、法令に定める事務を行う場合を

除き、住民基本台帳ネットワークシステムを使用してはならない。

(再受託者等の秘密保持義務)

第5条 再受託者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者(以下「再受託者等」という。)は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報等に関する秘密又は本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(不当な目的での使用禁止)

第6条 本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している本市の職員又は職員であった者は、本人確認情報等を自己又は第三者の利益に供するため個人的に使用する等不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、受託者若しくはその役員若しくは職員若しくはこれらの者であった者又は再受託者等について準用する。

(調査及び国の機関等への調査等の請求)

第7条 市長は、市民の本人確認情報等が漏れいし、又は法令若しくはこの条例の規定に違反して使用されていると認めた場合は、調査を行うとともに、必要があると認めたときは、法令の規定に基づき当該市民の本人確認情報等の通知又は提供を受けた国の機関又は他の市町村長等に対し、調査及び報告を求めるものとする。

(調査及び関係市町村長等への報告)

第8条 市長は、法令の規定に基づき通知又は提供を受けた市民の本人確認情報等以外の本人確認情報等が漏れいし、又は法令若しくはこの条例の規定に違反して使用されていると認めた場合は、調査を行うとともに、関係市町村長等から請求があったときは、当該調査の結果を報告するものとする。

(本人確認情報等を保護するための措置)

第9条 市長は、前2条の規定による調査等の結果、必要があると認めたときは、当該本人確認情報等を保護するための措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置を講ずるに当たっては、あらかじめ次条第1項に規定する横浜市本人確認情報等保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この限りでない。

3 市長は、前項ただし書の規定により第1項の措置をとったときは、遅滞なく、当該措置の内容について審議会に報告しなければならない。

(横浜市本人確認情報等保護審議会)

第10条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、横浜市本人確認情報等保護審議会を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、住民基本台帳ネットワークシステムの安全性に関する事項その他必要な事項を審議するものとする。

3 審議会は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、住民基本台帳ネットワークシステムに関係する職員その他関係者の出席を求め、これらの者の意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に資料の提出を求めることができる。

4 審議会は、市長が任命する委員5人以内をもって組織する。

5 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 審議会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を

退いた後も、同様とする。

7 第3項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(運用状況等の報告及び公表)

第11条 市長は、住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況その他住民基本台帳ネットワークシステムに関する重要な事項について取りまとめ、これを毎年1回以上審議会に報告し、及び公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第14条 第6条の規定に違反して本人確認情報等を不当な目的に使用した者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年2月25日 条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。